

○経済産業省告示第二百五十六号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、令和三年一月二十七日から施行する。

令和二年十二月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 [略]</p> <p>二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号のいずれかに該当するもの</p> <p>三 [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第十二号ハ又はニのいずれかに該当するもの</p> <p>4 5 9 [略]</p> <p>四 [略]</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であつて、貨物等省令第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するもの</p> <p>三 [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第二号又は第十二号ハ若しくはニのいずれかに該当するもの</p> <p>4 5 9 [略]</p> <p>四 [略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。